

令和 7 年度第 2 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和 8 年 3 月 3 0 日

担当部・課：復興企画部 SDGs 移住定住推進課〔内線 4 2 2 5〕

① 件 名
結婚新生活支援事業補助金の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市では、令和 4 年度より、経済的な理由で結婚に踏み出せない男女を後押しすることを目的に、市内で新生活を開始する新婚世帯に対し、結婚新生活支援事業補助金としてスタートアップに係る費用（住宅取得費用、家賃、引越費用等）を補助している。</p> <p>本補助金は、財源として、地域少子化対策重点推進交付金を活用しているところであるが、子ども家庭庁から令和 8 年度の交付要件の変更が示され、補助金の効果を高めることを目的としてライフデザイン支援講座の受講等の要件が加えられた。当該要件を満たさない場合は交付金の対象とならないことから、本市における要綱について所要の見直しを行う必要がある。</p> <p>【目的】 引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用するため、国の交付要件に合わせて、本市においても結婚新生活支援事業補助金の見直しを行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 石巻市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和 4 年告示第 1 3 5 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 編 総合計画基本計画 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 2 節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進 1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る 第 3 編 地方創生の推進 第 1 章 人口戦略の推進 対応方針 3 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる 施策 1 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 3 月 結婚新生活支援事業補助金交付要綱制定 令和 5 年 3 月 令和 5 年度の交付要件に基づき要綱改正 令和 6 年 3 月 令和 6 年度の交付要件に基づき要綱改正 令和 7 年 3 月 令和 7 年度の交付要件に基づき要綱改正 1 2 月 子ども家庭庁主催の自治体向け説明会において、変更内容提示</p>
⑤ 主な内容
<p>交付対象者の要件に下記内容を追加する。</p> <p>【追加となる要件】 県が制作予定の動画又は市が実施する次のいずれかの講座を夫婦ともに受講（視聴）すること。 ※④は夫のみの受講で要件を満たしたとみなす ①ライフデザイン支援講座、②プレコンセプションケアに関する講習、③医療機関への妊娠・出産に係る相談、④共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 引き続き地域少子化対策重点推進交付金を活用し事業を行うことが可能となり、未婚化・晩婚化の抑制及び移住・定住の促進が図られる。</p> <p>【市財政への負担】（令和8年度当初予算） 事業費 24,000千円 （財源） 地域少子化対策重点推進交付金（県補助金：補助率2／3） 16,000千円 がんばる石巻応援基金繰入金 8,000千円</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>本市のほか宮城県内で実施している自治体（14自治体） 仙台市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、加美町）</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和8年3月 石巻市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の一部改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日）</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>（令和5年度交付実績） 補助金額 21,455千円 補助件数 66件（夫婦共に29歳以下：53件、その他：15件） （令和6年度交付実績） 補助金額 18,605千円 補助件数 53件（夫婦共に29歳以下：48件、その他：5件）</p>